

名護市緑風放課後児童健全育成施設指定管理者募集要項

令和5年8月
名護市（子育て支援課）

(募集要項)

目 次

1	施設の概要	1
2	管理の基本的事項	1
(1)	管理基準	1
(2)	指定管理者が行う業務	2
(3)	利用料金に関する事項	2
(4)	管理に要する経費	3
(5)	指定期間	3
(6)	指定管理者と市との業務役割分担	3
(7)	その他の指定管理者の役割	4
(8)	指定管理業務が継続困難になった場合の措置	4
3	申請の手続	4
(1)	申請資格	4
(2)	申請書類	5
(3)	質問事項の受付	7
(4)	現地説明会	8
(5)	留意事項	8
4	指定管理者の指定	9
(1)	指定管理者の指定方法	9
(2)	指定管理者候補者の選定	9
5	指定管理者指定後の手続	10
(1)	協定の締結	10
(2)	協定で定める事項	10
(3)	引継	10
(4)	その他	10
6	スケジュール	11
7	問い合わせ先	11

名護市緑風放課後児童健全育成施設指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）及び名護市放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例（令和3年条例第13号。以下「管理条例」という。）第7条に基づき、名護市の公の施設である名護市緑風放課後児童健全育成施設（以下「緑風放課後児童クラブ」という。）の管理運営を指定管理者に行わせるため、以下のとおり指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

(1) 施設の設置目的

緑風放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後の育成及び指導をすることにより、児童の健全育成を図ることを目的としている施設です。

(2) 施設の名称 名護市緑風放課後児童健全育成施設

(3) 施設の所在地 名護市字汀間122番地

(4) 施設の規模・構造等

ア 建築年月 令和3年6月

イ 施設面積 120㎡

ウ 構造・規模 鉄筋コンクリート造 1階建て

(5) 主要施設

ア 保育室 76.50㎡（定員40人程度規模）

イ ウォークイン収納 4.00㎡

ウ 事務室 14.00㎡

エ トイレ 19.00㎡

オ 玄関スペース 6.50㎡

(6) 施設平面図 別紙1

2 管理の基本的事項

(1) 管理基準

ア 開館時間及び休館日

名護市放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年規則第27号）の規定に基づき、開館時間及び休館日は、次のとおりとなります。ただし、特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館とすることができます。なお、法令等における放課後健全育成事業の要件として年250日以上の開所を行ってください。

開館時間	平日：学校の下校時から午後7時まで 学校の休業日（夏期、冬期、学年始、学年末等の休業期間を含む。）：午前7時30分から午後7時まで
休館日	① 原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23

	年法律第178号) に規定する休日 ② 12月29日から翌年の1月3日までの日 ③ 慰霊の日(6月23日)
--	---

イ 緑風放課後児童クラブの利用対象者

緑風放課後児童クラブを利用できる者は名護市内に住所を有する小学生であつて、その保護者が就労等によって、昼間家庭にいない児童その他の児童とします。

ウ 個人情報の取扱い

指定管理者は、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の規定により、名護市と同等の責務(収集の制限、利用及び提供の制限等)が課せられるほか、後日、名護市と締結する協定において、名護市から利用者に関する個人情報の開示の請求等があつた場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

エ 指定管理者の情報公開

指定管理者には、名護市公の施設の管理に関する基本条例第11条の規定により、指定管理者は、自己が管理する公の施設に関し保有する文書の公開の努力義務が課せられるほか、後日、名護市と締結する協定において、管理業務に関する文書等の提出の要求があつた場合には、これに応じなければなりません。

オ 名護市行政手続条例の適用

指定管理者は、名護市行政手続条例(平成9年条例第14号)第2条第4号の「行政庁」に該当するため、使用許可等は同条例の定めに従つて行うこととなります。

カ 環境への配慮

省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理に努めていただきます。また、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めていただきます。

キ その他

- (ア) 管理業務を行うに当たっては、関係法令、条例、規則等の規定を遵守すること。
- (イ) 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではありません。
- (ウ) 管理業務を行うに当たり、再委託、物品の調達等を行う場合は、名護市内の企業等の積極的な活用に努めてください。

(2) 指定管理者が行う業務

指定管理者の行う主な業務は次のとおりとし、業務の詳細は、別紙「名護市緑風放課後児童健全育成施設指定管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとします。

ア 施設の維持管理に関する業務

イ 施設における事業の計画及び実施に関する業務

ウ 施設の使用許可(放課後児童健全育成事業に限る。)等に関する業務

エ 施設における事業の報告及び自己点検の実施に関する業務

オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(3) 利用料金に関する事項

ア 利用料金制度

緑風放課後児童クラブにおいては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む。）が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は、名護市が管理条例で定める額を上限として、指定管理者が名護市の承認を得て定めることができます。

イ 減免・還付

指定管理者は、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は利用料金を還付することができます。減免及び還付は、仕様書に定めるところにより行うこととします。

ウ 前受金の引継

指定期間の満了日後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を新たな指定管理者又は名護市に引き継ぐこととします。

(4) 管理に要する経費

ア 利用料金の設定

管理条例第4条により緑風放課後児童クラブの使用料は、管理条例別表のとおり設定されていますので、当該使用料の範囲内で利用料金を設定します。なお、利用料金は指定管理者の収入となります。

イ 補助金

緑風放課後児童クラブの管理運営に要する経費（上記(2)のアからオまでに係る経費）は、利用料金その他収入及び名護市が交付する名護市放課後児童健全育成事業補助金をもって充てるものとします。原則として、名護市放課後児童健全育成事業補助金以外に市から指定管理料その他委託料等を支出することはありません。

ウ 会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、指定管理に係る経費については、団体等自身の口座とは別の口座で管理してください。また、他の公の施設の指定管理者の指定も受ける場合は、それぞれ別の口座で管理する必要があります。

エ 施設の修繕・改修工事

管理経費内の施設修繕・改修工事を行う場合、事前に市と協議を行った上で実施してください。

オ 備品の買い換え等

現在、市の備品となっているものの買い換えについては、市と指定管理者の協議のうえ、決定します。なお、指定管理者が備品を持ち込むことも可能です。

(5) 指定期間

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で予定しています。ただし、管理をすることが適当でないと認めるときは、名護市公の施設の管理に関する基本条例第10条第1項の規定により指定を取り消すことがあります。

(6) 指定管理者と市との業務役割分担

指定管理者と市との役割分担は、原則として次の表のとおりとします。ただし、表に定める事項に疑義のある場合又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めることとします。

項 目	指定管理者	市
①施設（建物、構築物、機械設備等）の保守点検	○	
汚水処理施設（浄化槽）	(△)	○
②施設の維持管理	○	

③安全衛生管理	○	
④業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
⑤施設の大規模修繕等（構造耐久上主要な部分）		○
⑥施設等の経年劣化、損傷、滅失等による修繕	○ ※10万円未満	
	(△)	
⑦事故、火災による施設損傷の回復	(△)	○
⑧施設利用者の被災に対する責任	(△)	○
⑨施設の火災共済保険の加入		○
⑩賠償責任（指定管理者に管理瑕疵がある場合）	○	
⑪包括的な責任		○

※ (△) は指定管理者の責めに帰す場合

(7) その他の指定管理者の役割

- ア 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、緑風放課後児童クラブを常に良好な状態に管理する義務を負います。
- イ 指定管理者は、緑風放課後児童クラブの利用者の被災に対し、現場で迅速に対応する責任を有し、緑風放課後児童クラブ又は緑風放課後児童クラブの利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに市長に報告をしなければなりません。

(8) 指定管理業務が継続困難になった場合の措置

- ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市長に報告しなければなりません。
- イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な緑風放課後児童クラブの管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、市長は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善計画の提出及びその実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、市長は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ウ 指定管理者が市長の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、市長は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- エ 上記イ又はウにより指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。
- オ 市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

3 申請の手続

(1) 申請資格

次の各号の全てに該当する法人その他の団体（以下「団体」という。）である必要があります。

- ア 指定期間中、安全円滑に緑風放課後児童クラブを管理運営できる団体であること。

イ 団体で、当該団体又はその代表者が次の事項に該当しないものであること。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (イ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者
- (ウ) 国税及び地方税を滞納している者
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等の手続中である者

ウ 放課後児童支援員資格を有する者が2人以上いること。

(2) 申請書類

ア 申請に当たっては、以下の書類を提出期間内に市に提出してください。

なお、市長が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

No.	書類名称	備考
①	指定管理者指定申請書	様式第1号
②	誓約書	様式第2号
③	団体の概要調書	様式第3号
④	団体の定款又は寄附行為若しくはこれらに準ずる書類	
⑤	団体の登記事項証明書及び印鑑証明書	申請日前3か月以内に取得したもの
⑥	団体の決算関係書類 (事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類)	過去3か年分
⑦	団体の予算関係書類（事業計画書、収支計画書及び補助金総括表）	①収支計画書及び補助金総括表は指定様式（様式第4号） ②事業計画書は、任意様式
⑧	団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの、就業規則及び運営規程又はこれらに準ずる書類）	
⑨	法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書	過去3か年分
⑩	役員の名簿及び履歴を記載した書類	
⑪	事業計画書 (以下の項目について、緑風放課後児童クラブの設置目的を効果的に達成し、しかも、効率的に運営できることがわかる内容として提案してください。)	
	A 指定管理業務を行うに当たっての基本方針	基本方針、コンセプトを記述してください。

	B サービス等を向上させるための方策	具体的なサービス向上及び稼働率の向上、利用者等の要望の把握並びにそれらの実現策などについて提案してください。
	C 施設・設備の維持管理計画	清掃や設備の保守点検、警備など維持管理計画について提案してください。
	D 管理執行体制	人員配置や業務体制、新たな雇用に関する基本的な考え方について提案してください。
	E 個人情報・情報公開の取扱いについての基本方針	情報管理体制や基本的な方針について提案してください。
	F 利用者のトラブルの未然防止と対処方法	緑風放課後児童クラブを利用される市民の方々からの苦情や不満、トラブルに対する基本的な考え方、具体的な解決方法や体制について提案してください。
	G 危機管理に対する方針について	防犯や防災その他緊急時の対応等への方針について提案してください。
	H 環境への配慮について	省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、リサイクルの推進等に対する基本方針や体制整備について提案してください。
	I その他の提案	緑風放課後児童クラブの設置目的を効率的、効果的に達成する方法等
⑫	自主事業の実施計画書 (任意様式)	緑風放課後児童クラブを利用して行う自主興行等の自主事業に関して提案してください。

イ 書類の提出に係る注意事項

提出部数	正本1部 副本20部（正本の複写したもので可。再複写できるように、ステープル禁止）
ページの振り方	全てのページに連番でページ番号を入れてください。
書類の綴り方	上記(2)の表の提出書類の順に書類を並べ、フラットファイルに綴った上で提出してください。
目録の作成	添付する書類の目録をつけてください。
インデックスの付け方	① 様式ごとに間紙を入れ、間紙にはインデックスを付けてください。 ② インデックスには提出書類の順に①・②・③・・・と名前を付けてください。
フラットファイルの	フラットファイルの色は全て統一してください。

色の統一	
印刷方法	片面印刷としてください。
作成例	

ウ 提出方法、提出場所及び受付期間

提出方法	持参又は郵送	【持参】 ① 天災や不慮の事故等の不可抗力により、遅れが生じた場合であっても、受付期間内に提出がなければ受け付けません。 ② 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とします。 【郵送】 ① 天災や不慮の事故等の不可抗力により、遅れが生じた場合であっても、提出期間内の消印でなければ受け付けません。 ② 着払い又は料金不足は、受け付けません。 ※メールやFAXでの提出は認めません。
提出場所	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市役所（1階）こども家庭部子育て支援課子育て支援係 電話0980-53-1212（内線389）	
受付期間	令和5年8月1日（火）から9月29日（金）まで （土・日・祝祭日を除く。） 午前8時30分から午後5時まで	

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間	令和5年8月21日（月）から同月29日（火）まで
受付方法	募集要項の内容等に関する質問書に必要事項を記入の上、電子メールで提出してください。 メールアドレス kosodate04@city.nago.lg.jp
回答	回答は名護市公式ホームページにおいて、次の期間の間に公表しますので確認してください。（質問者名は公表しません。） 8月23日（水）～9月1日（金）

	※ 募集要項の内容等に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、上記以外の方法（電話、口頭等）による質問回答は一切行いません。
--	--

(4) 現地説明会

緑風放課後児童クラブにおいて、次のとおり現地説明会を実施します。

申込方法	希望者は、「現地説明会参加申込書」をメールで提出 メールアドレス kosodate04@city.nago.lg.jp
申込期限	令和5年8月16日(水)17時まで
開催日時	令和5年8月28日(月)10時から
説明場所	緑風放課後児童クラブ
現地説明会に係る留意事項	① 参加人数は団体につき3名以内 ② 現地説明会以外に申請者自ら現地見学を行うことは構いませんが、学校敷地内に緑風放課後児童クラブがあることから、市に事前に連絡を行い、承認を得てから行ってください。 ③ 申込者に対して、後日、現地説明会当日の詳細（駐車場所の指定、説明概要、その他注意事項等）を案内します。

(5) 留意事項

ア 募集要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 接触の禁止

本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件申請について個人的な接触を禁じます。

ウ 申請内容の変更及び追加の禁止

誤字・脱字等の軽微な修正を除き申請書類提出後の修正・資料の追加は認めません。ただし、市長が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

エ 虚偽の記載をした場合の取扱

申請書類に虚偽の内容があった場合は、失格とします。

オ 申請の辞退

申請受付後に辞退（様式任意）する場合は、辞退届出を提出してください。

カ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

キ 提供書類の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

ク 情報公開

申請の際、提出した関係書類は全て行政文書となることから、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、情報公開の対象となります。

ケ 法人税等

団体に係る市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税等の

納税義務者となる可能性がありますので、名護市税務課にお問い合わせください。
なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

4 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、名護市議会の議決を経て、名護市長が指定します。なお、指定後速やかに告示を行います。

(2) 指定管理者候補者の選定

ア 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、名護市指定管理者選定委員会にて提出された申請書の書類審査及び申請者によるプレゼンテーションにより審査を行い、「選定基準」に基づき、各委員が採点し、最も高い点数をつけた委員の数が多し申請者を指定管理者の候補者として選定します。なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。また、選定委員会の会議は非公開とします。

イ プレゼンテーションの実施

(ア) プレゼンテーションの実施日は、令和5年10月17日（火）（※予備日：令和5年11月2日（木））とします。

(イ) プレゼンテーションの所要時間は、次のとおりとなります。

プレゼンテーション	20分
質疑応答	15分
合計	35分

(ウ) プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、事前に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参して下さい。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備します。（プレゼンテーションの際におけるパワーポイントによる説明については、申請書類に記載した内容を逸脱しない範囲で可とします。）

ウ 選定結果のお知らせ

審査・選定の結果は、令和5年10月27日（金）頃までに全ての申請者全員に文書で通知します。また、選定結果については、本市のホームページ等で公表します。都合により遅延する場合は、その旨を文書でお知らせします。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく異議申し立て又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

エ 次点候補者の取扱い

審査の結果、第1位となった団体が、指定管理者候補者となりますが、第2位となった団体は、次点候補者となります。

指定管理者候補者が指定管理者として指定される日（指定告示日）までに当該候補者としての資格を取り消された場合等は、次点候補者を指定管理者候補者としません。

オ 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体は、令和5年12月に招集予定の令和5年第213回定例市議会における名護市議会の議決を経て指定管理者として指定される予定です。ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者とし

ての資格を取り消すことがあります。また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

5 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と市との間で協議を行い、協定を締結します。

協定締結は、指定期間における基本的、包括的な事項を定めた「基本協定」及び令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の実施事項を定めた「年度協定」を令和6年4月1日付けで締結します。「年度協定」は、年度ごとに協議の上、更新します。

(2) 協定で定める事項

- ア 管理業務の計画書に記載された事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 名護市が支払うべき管理費用に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告及びモニタリングに関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 管理業務の第三者への委託に関する事項
- ク 施設内での事故発生時の対応、名護市への報告等に関する事項
- ケ 指定管理者が名護市に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- コ 指定管理者が施設・備付物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- サ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備等に関する事項
- シ 情報公開に関する事項
- ス 名護市行政手続条例の適用に関する事項
- セ リスク分担に関する事項
- ソ 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- タ 管理業務に伴う施設の修繕費の負担に関する事項
- チ 管理業務を行うに当たって購入する物品の所有権の帰属等に関する事項
- ツ 地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可の取扱いに関する事項
- テ 指定期間満了等に伴う引継義務に関する事項
- ト 協定の改定に関する事項
- ナ その他名護市が必要と認める事項

(3) 引継

指定期間の始期から円滑かつ支障なく指定管理業務が実施できるよう、責任をもって前管理者と業務引継ぎを行うものとします。

(4) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認め

られるとき。また、指定管理者の議決について、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においては、緑風放課後児童クラブに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

6 スケジュール

公募から指定までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和5年8月1日(火)	募集要項配布・申請受付開始
令和5年8月16日(水)	現地説明会申込期限
8月21日(月)	質問受付開始
8月28日(月)	現地説明会
8月29日(火)	質問事項受付締切
8月23日(水)～9月1日(金)	質問事項に対する回答
9月29日(金)	申請受付締切
10月17日(火)	審査(指定管理者候補の選定)及びプレゼンテーション (※予備日：11月2日(木))
10月27日(金)頃	審査結果報告(申請者へ)
12月	指定管理者の議決(市議会12月定例会) ・指定管理者の指定告示 ・指定管理者指定通知書 ・指定管理者選定終了通知書
令和6年1月	協定書の内容についての協議(事前協議を含む。)
4月1日	協定書の締結及び指定管理者による運営の開始

7 問い合わせ先

名護市こども家庭部子育て支援課 子育て支援係

所在地 〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

電話 0980-53-1212 (内線389)

(1)令和4年度収支状況

項目		金額(円)
歳入	補助金	8,081,200
	保育料・おやつ代合計	1,762,957
	その他収入	24,888
	収入合計	9,869,045
歳出	人件費	8,606,895
	水道光熱費	245,483
	業務委託料	197,420
	備品購入費	73,770
	その他	745,477
	支出合計	9,869,045

(2)令和4年度名護市緑風放課後児童クラブ利用実績

	在籍数	利用者数	平日	長期休暇	土曜	日・祝	振替休日	開設日数合計
4月	19	14	15	5	5	0	0	25
5月	19	13	19	0	4	0	0	23
6月	21	14	19	0	4	0	2	25
7月	22	13	13	7	4	0	0	24
8月	20	10	4	18	4	0	0	26
9月	20	16	19	0	5	0	1	25
10月	20	11	19	0	5	0	1	25
11月	21	15	19	0	4	0	1	24
12月	21	13	17	3	3	0	0	23
1月	22	6	17	2	4	0	0	23
2月	22	13	19	0	2	0	0	21
3月	22	14	15	7	4	0	0	26
合計	249	152	195	42	48	0	5	290

(3)令和4年度緑風学童クラブ学年別登録児童数

学童クラブ	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
緑風学童クラブ	8	4	7	2	0	1	22

(4)小学校の状況(令和4年12月現在)※ あけみお・すくすくプラン(改訂版)から引用

(単位:人、学級)

小学校名	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		特別支援		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 瀬喜田	4	1	8	1	13	1	5	1	8	1	11	1	3	2	52	8
2 東江	55	2	64	2	61	2	61	2	71	3	53	2	33	6	398	19
3 名護	119	4	123	5	156	5	115	4	140	4	141	4	44	8	838	34
4 大北	87	3	88	3	81	3	82	3	88	3	79	3	40	7	545	25
5 大宮	146	5	141	5	129	4	123	4	137	4	136	4	54	8	866	34
6 真喜屋	8	1	17	1	11	1	9	1	13	1	14	1	5	3	77	9
7 羽地	54	3	63	2	54	2	56	2	59	2	52	2	18	4	356	17
8 稲田	23	1	11	1	16	1	14	1	16	1	15	1	2	1	97	7
9 久辺	24	1	24	1	22	1	15	1	28	1	24	1	11	3	148	9
10 緑風学園	12	1	9	1	15	1	21	1	16	1	14	1	13	4	100	10
11 屋部	126	5	114	4	110	4	112	4	104	3	110	4	45	9	721	33
12 中山分校	2	0.5	4	0.5	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	1	1	6	1
13 安和	13	1	15	1	13	1	16	1	9	1	15	1	9	2	90	8
14 屋我地ひるぎ学園	19	1	19	1	15	1	21	1	21	1	18	1	14	3	127	9
合計	692	29.5	700	28.5	696	27.0	650	26.0	710	26	682	26	292	61	4,421	223

(5)人口推計結果 ※ あけみお・すくすくプラン(改訂版)から引用

計画期間

単位:人

二見以北地区	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳	8	7	7	7	8
1歳	8	8	8	8	8
2歳	9	5	7	7	7
3歳	8	6	5	7	7
4歳	10	7	6	5	7
5歳	13	9	8	7	6
6歳(小1)	12	12	9	8	7
7歳(小2)	8	9	12	9	8
8歳(小3)	11	7	8	10	7
9歳(小4)	18	10	7	8	10
10歳(小5)	14	16	10	7	8
11歳(小6)	11	12	14	9	6
0～11歳合計	130	108	100	91	88
0～5歳計	56	42	41	40	42
6～11歳計	74	66	60	51	46